

令和 3 年 4 月 23 日 決定
令和 3 年 6 月 30 日 修正

教職員・大学院生 各位

保健管理センター
感染制御部

新型コロナウイルスワクチン接種後の発熱に関して

平素より感染予防対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、現在、教職員等に対する新型コロナウイルスワクチンの接種を行っておりますが、特に 2 回目接種後に発熱が多いことが厚生労働省より報告されています。この報告によれば、2 回目接種者の 35%程度が、翌日には 37.5℃以上の発熱を呈しています。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000767205.pdf>)

当院においても、2 回目の接種後に発熱する教職員等が多数発生することが予想されますが、従来どおりの基準（※発熱の症状がある場合は、解熱後 48 時間経過した後に出勤等を許可。）では、出勤等できない教職員等が多数発生することとなり、業務運用に支障が出ることを予想されます。

そこで、新型コロナウイルスワクチン接種後の発熱に関しては、特例措置として以下のとおり定めます。

- ワクチン接種後、接種日を 1 日（day 1）として、接種日（day 1）、翌日（day 2）又は翌々日（day 3）に発熱した場合、その日は出勤等を停止する。
- 発熱の翌日以降、解熱剤の使用なしに解熱していれば、出勤等を許可する。
- 対象者は、ワクチン 2 回目接種者で、接種前 2 週間は家族以外との会食を行っていない教職員等とする。

【例】

- 1) day 1 に発熱 ⇒ day 1 は帰宅 ⇒ day 2 には解熱剤の使用なしに解熱している ⇒ day 2 から出勤可能
- 2) day 2 に発熱 ⇒ day 2 は勤務不可 ⇒ day 3 には解熱剤の使用なしに解熱している ⇒ day 3 から出勤可能
- 3) day 2 は発熱なし ⇒ day 2 は出勤 ⇒ day 3 に発熱 ⇒ day 3 は勤務不可 ⇒ day 4 には解熱剤の使用なしに解熱している ⇒ day 4 から出勤可能
- 4) day 3 に発熱 ⇒ day 3 は勤務不可 ⇒ day 4 も発熱 ⇒ day 4 の発熱を認めているため、通常どおり解熱後 48 時間経過後に出勤を許可

以上